

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年1月30日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 請求人の亡家族（以下「被災者」という。）は、昭和41年11月から、平成15年3月にA所在のB会社C事業所を最終粉じん事業場として離職するまでの約36年5か月間、破砕作業等の粉じん作業に従事していた。

2 被災者は、平成7年8月1日付けで、〇〇労働基準局長（現：〇〇労働局長（以下「〇〇労働局長」という。））からじん肺管理区分「管理2、PR1、F（一）」と決定され、その後、じん肺管理区分の申請を行っていたが、平成16年5月のじん肺管理区分決定時においても、その決定内容に変更はなかった。

被災者は、〇年〇月〇日、D医療機関を受診し、「間質性肺炎の増悪」と診断され、翌日から入院し療養をしていたところ、同月〇日、死亡した。死亡診断書には、「直接死因：間質性肺炎」と記載されている。

3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料の請求を行ったところ、監督署長がこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年10月30日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

じん肺及びその合併症の療養等の判断基準については、昭和53年4月28日付け基発第250号「改正じん肺法の施行について」、昭和53年6月1日付け事務連絡「じん肺合併症に係る療養等の取扱いについて」及び平成15年1月20日付け基発第0120003号「じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」（以下「通達等」という。）のとおりである。

2 当審査会の判断

(1) 通達等によると、じん肺管理区分が管理2又は3と決定された者から労災保険給付の請求があった場合には、①粉じんばく露作業に従事しているか又は従事したことのある労働者に発生したものであること、②合併症に係る審査の結果、じん肺に併発した疾病がじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条第1号から第6号までに掲げる疾病に当たるという2つの要件を充たすときには、業務上の疾病として取り扱うこととされている。

また、じん肺の合併症が原因となって死亡した場合のほか、じん肺の合併症が原因となって合併症に当たらない疾病を併発し当該疾病が原因となって死亡した場合においては、業務上疾病による死亡として取り扱うこととされている。

(2) 被災者のじん肺管理区分をみると、平成7年8月1日付けで労働局長から、「じん肺管理区分：管理2、エックス線写真の像：PR1/0、肺機能障害：F-」と決定された後、平成8年から平成16年まで管理区分の決定を受けており、最終の平成16年に至るまで「じん肺管理区分：管理2、肺機能障害：F-」との決定内容であった。

また、被災者のじん肺による陰影について、E医師は、平成29年12月27日付け意見書において、要旨、「被災者の平成28年6月までに撮影された画像を検討の上、じん肺管理区分の決定当時と特段の変化はない。」と意見していることから、被災者のじん肺の画像所見は安定していたものと認められる。

さらに、被災者の肺機能について、E医師は、被災者の平成25年の検査結果を踏まえて、被災者には著しい肺機能障害があったとは認められない旨意見していること及び上記の管理区分決定において、いずれも肺機能障害が認められないとする結果であったことからすると、被災者に著しい肺機能障害があったとは認められない。

したがって、画像所見及び肺機能障害の観点から、被災者のじん肺管理区分は「管理2」にとどまっていたと認めることが相当である。

(3) 次に、被災者がじん肺の合併症にり患していたか否かをみるに、E医師は、じん肺の合併症は認められない旨意見しており、一件記録を精査しても、合併症にり患していたと認めるに足る資料は見当たらないことから、被災者はじん肺の合併症にり患していなかったものと認められる。

(4) そうすると、被災者のじん肺管理区分は「管理2」にとどまるものであって、合併症にり患していなかったことから、被災者は業務上の疾病にり患しておらず、じん肺及びその合併症に関し、療養を要する状態ではなかったものといえることができる。

(5) ところで、業務上の死亡とされるには、業務上の負傷によるものを除くと、業務上の疾病にり患しており、当該疾病が原因で死亡することが必要とされるところ、上記のとおり、被災者は業務上の疾病にり患していなかったことから、業務上の死亡と認めることはできない。

(6) なお、請求人は、被災者の死因とされる間質性肺炎の増悪について、じん肺が原因であると主張しているため、念のため、以下検討する。

請求人は、F医師の意見を主な根拠として、被災者のじん肺が高度に進展していること前提とした上で、リウマチによる症状は良好に管理されていたと主張している。一方、E医師は、「関節リウマチは間質性肺炎を合併することがしばしば認められており、関節所見に先行して肺病変が発症することも認められる。」とした上で、請求人の間質性肺炎の病態は、「胸部レントゲン写真の所見

や急激な経過は関節リウマチなどの膠原病による間質性肺炎によくみられるものであり、じん肺の進行とは異なり、請求人にみられる間質性肺炎は関節リウマチによるものと考えるのが妥当である。」と述べている。この所見は医学的知見に裏付けられており、被災者の症状経過を詳細に検討した結果に基づくものであり是認することができる。

したがって、E医師の意見は妥当であり、被災者の死亡とじん肺との間に相当因果関係があるいうことはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月31日